

## 神奈川大学経済学会会則

第一条 本学会は、神奈川大学経済学会と称し、事務所を神奈川大学経済学部内におく。

第二条 本学会は、商業・経済に関する研究を行ない、もつて会員相互の研究に資するとともに、学術の向上・普及に貢献することを目的とする。

第三条 本学会は、前条の目的を達成するために次の事業を行なう。

一、原則として、毎月一回研究会を開催すること

二、年四回定期的に機関誌「商経論叢」を発行すること

三、会員の研究・調査の成果を随時刊行すること

四、本学の内外において臨時講演会ならびに講座を開催すること

五、会員である学生から懸賞論文を募集すること

六、本学における学会・その他の機関と緊密に連絡して研究の交流を図ること

七、その他本学会の目的を達成するために必要な事業を行なうこと

第一四条 本学会は、次の会員をもつて組織する

一、経済学部関係の教授・助教授・専任講師および助手

二、大学院経済学研究科に在籍する者

三、経済学部・第二経済学部および短期大学部商科の在学生

四、本学会の趣旨に賛同して入会した卒業生およびその他の者

第五条 会員は、本学会の機関誌その他の刊行物の頒布を受け、会・講座その他の講演・会合に

第六条 出席することができる。

第七条 本学会の事業を運営するため経済学部関係の教授・助教授・専任講師および助手をもつて委員会を講成する。

第一七条 委員会に次の役員をおく。

一、常任委員 本学会の事業執行の任に当る。常任委員は委員中かな若干名を互選する。

一、委員長 本学会を代表し会務を統轄する。委員長は常任委員の中から互選する。

一、総務委員 編集委員・会計委員

常任委員を総務委員・編集委員・会計委員に分け委員長が委嘱する。

第一八条 役員の任期は一年とし、再選することができない。

第一九条 本学会は、春秋二回定時委員総会を開催する。

但し委員長は臨時委員会を招集することができる。

第十一条 会員は、別に定める規則により会費を納入しなければならない。

第十二条 本学会の会計年度は、四月一日に始まり翌年三月三十一日に終わる。

第十三条 本学会の会則の改正は、委員総会の決議による。

付則 本会則は昭和四十年四月一日から施行する。